

広島県公安委員会公告第51号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により次のとおり公示する。

平成19年4月20日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

1 講習の実施日時等

(1) 実施日時

回	項目	期 日	時 間
第1回	講 習	平成19年6月12日（火） 及び6月13日（水）	[受 付] 午前8時30分から午前9時まで [講 義] 午前9時から午後5時まで
	修了考査	平成19年6月21日（木）	[受 付] 午後1時から午後1時30分まで [考 査] 午後1時40分から午後2時40分 まで

(2) 実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター2階 講習室

(3) 定員

30名程度

2 受講希望手續

(1) 届出方法

受講の申込みを行う前に、受講希望の届出を行わなければならない。

受講希望の届出は、往復はがきで行うものとし、定員を超えた場合は、抽選により決定する。

なお、往復はがきによる受講希望の届出は1人1通のみとし、同一人による2通以上の届出があっても1件として取り扱う。

(2) 受付期間

平成19年5月7日（月）から平成19年5月19日（土）まで（当日消印有効）

(3) 送付先

広島市中区基町1番4号

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(4) 記載事項

往信用はがきの裏面に受講希望の旨を記載するとともに、次のアからエまでの事項を記載し、返信用はがきの表面には送付先の郵便番号及び住所並びに氏名を記載し、その裏面には何も記載しないこと。

ア 郵便番号及び住所

イ 氏名

ウ 電話番号

エ 受講申込手続を行う場合の受講申込書の提出先

次の(ア)又は(イ)から選び、(ア)の場合は「本部」と、(イ)の場合は警察署名を記載すること。

(ア) 広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

(イ) 広島県内の警察署の交通（第一）課又は地域交通課

3 受講申込手続

受講希望手続により受講者に決定した者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受付期間

平成19年5月29日（火）から平成19年6月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 受講申込書の入手方法

広島県警察ホームページの「放置車両の確認事務の民間委託」からダウンロードするか、上記2の(4)のエの(ア)又は(イ)の場所で上記(1)の期間内に直接受け取ること。

(3) 受講申込書の提出先等

ア 提出先

上記2の(4)のエの(ア)又は(イ)のうち、受講希望の届出の際に提出先として記載した場所

イ 提出方法

受講希望者本人が直接持参すること。ただし、受講希望者からの委任状（複数人の場合は連名も可。様式は問わない。）がある場合は、代理人が提出することができる。

(4) 提出書類

ア 受講者に決定した旨の通知（返信用はがき）

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書（正本〔広島県収入証紙並びに裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真をちょう付したもの〕及び副本）

(5) 受講手数料及び納付方法

ア 受講手数料

19,000円

イ 納付方法

受講手数料は、19,000円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に
ちょう付して納めること。

この広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

4 講習内容

講義14時間（1日7時間）及び修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当
日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）

5 持参物

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した際に交付する。）
- (2) 筆記用具
- (3) 印鑑（修了考査日のみ）

6 問い合わせ先

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室

電話（082）228－0110 内線705－412・413・414